



一 他人（仮設人を含む。）の名義をもつて有している預金

二 預金等に係る不当契約の取締に関する法律 第二条第一項又は第二項の規定に違反してされた契約に基づく預金（決済用預金に係る保険金の額の特例）

第七条の二 法第五十四条第三項の規定により保険金の額を計算する場合においては、法第五十四条の二第一項において準用する法第五十四条第三項の規定により保険金の額を計算する場合には、法第五十四条の二第一項の規定により計算した保険金の額につき対応するそれぞれの預金に係る債権の額につきそれぞれ対応する法第五十三条第四項の仮払金の支払及び法第六十九条の三第一項（法第二百二十七条第一項において準用する場合を含む。）の貸付けに係る預金の払戻しを受けた額を控除するものとする。（遺族等）

第七条の三 法第五十四条の三第二項第一号に規定する政令で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第四十条（同法第七十三条において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により加入者等（法第五十四条の三第一項第一号に規定する加入者等をいう。以下この条及び次条において同じ。）の遺族に当該加入者等に係る死亡一時金が支給される場合 当該加入者等の遺族

二 確定拠出年金法第四十一条第四項（同法第七十三条において準用する場合を含む。）の規定により加入者等の個人別管理資産額（同法第二条第十三項に規定する個人別管理資産額をいう。）に相当する金額が当該加入者等の相続財産とみなされる場合 当該相続財産とみなされる金額の全部又は一部を受ける者（遺族等の支払対象預金等に係る債権とみなされる部分）

第七条の四 法第五十四条の三第二項第一号に規定する政令で定める部分は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める部分とする。

一 前条第一号に掲げる場合 確定拠出年金法 第四十一条第三項の規定により当該加入者等の遺族の人数によって等分した部分

二 前条第二号に掲げる場合 同号に規定する金銭のうち同号に定める者が受ける部分に相当する部分

（保険金の支払に係る公告事項） 第八条 法第五十七条第一項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 保険金の支払の取扱時間

二 預金等が保険金の支払を請求する際に機構に対し提出又は提示をすべき書類その他のもの

三 その他機構が必要と認める事項

（仮払金の支払に係る公告事項） 第九条 法第五十七条第二項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 仮払金の支払の取扱時間

二 預金等が仮払金の支払を請求する際に機構に対し提出又は提示をすべき書類その他のもの

三 その他機構が必要と認める事項

（保険金等の支払期間の変更） 第十条 法第五十七条第三項に規定する政令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 破産法（平成十六年法律第七十五号）第一百九十七条第一項（同法第二百九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による配当の公告

二 法第二百三十七条の二第二項の規定による通知

三 会社更生法（平成十四年法律第一百五十四号）第一百九十九条第一項又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五条）第一百二十一条第一項の規定による更生計画認可の決定

四 民事再生法（平成十一年法律第一百二十四号）第一百七十四条第一項の規定による再生計画認可の決定

（保険金の支払の保留） 第十一条の二 機構は、法第五十八条第二項の規定により保険金の支払を保留するときは、当該機構が法第六十四条第一項（法附則第十五条の四第七項において準用する場合を含む。）の規定により取得した保険金の支払を請求した預金者等に対し、次に掲載した書面を交付しなければならない。

（保険金等の支払に係る債権） 第十二条 法第五十八条第一項の規定により機構が預金等に係る債権を取得するときは、保険金が計算規定（法第二条第十一項に規定する保険金計算規定をいい、法第五十四条の三第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）により計算した保険金の額に對応する預金等に係る債権を取得するものとする。

（保険金の支払に係る公告事項） 第十三条 法第六十四条の二第一項（法附則第十一条の四第七項において準用する場合を含む。）

（保険金の支払の保留） 第十一条の二 機構は、法第五十八条第二項の規定により保険金の支払を保留するときは、当該機構が法第六十四条第一項（法附則第十五条の四第七項において準用する場合を含む。）の規定により取得した保険金の支払を請求した預金者等に対し、次に掲載した書面を交付しなければならない。

（保険金の支払の取扱時間） 第十二条 法第五十七条第二項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 保険金の支払の取扱時間

二 預金等が保険金の支払を請求する際に機構に対し提出又は提示をすべき書類その他のもの

三 その他機構が必要と認める事項

（仮払金の支払に係る公告事項） 第十三条 法第五十七条第二項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 仮払金の支払の取扱時間

二 預金等が仮払金の支払を請求する際に機構に対し提出又は提示をすべき書類その他のもの

三 その他機構が必要と認める事項

（保険金等の支払期間の変更） 第十四条 法第五十七条第三項に規定する政令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 破産法（平成十六年法律第七十五号）第一百九十七条第一項（同法第二百九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による配当の公告

二 法第二百三十七条の二第二項の規定による通知

三 会社更生法（平成十四年法律第一百五十四号）第一百九十九条第一項又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五条）第一百二十一条第一項の規定による更生計画認可の決定

四 民事再生法（平成十一年法律第一百二十四号）第一百七十四条第一項の規定による再生計画認可の決定

（保険金の支払の保留） 第十五条の二 機構は、法第五十七条第三項の規定により保険金又は仮払金の支払期間を変更する場合には、変更後の支払期間の末日を前項に規定する事由のあつた日から起算して三週間を経過する日以後にしなければならない。

（保険金の支払の請求により機構が取得する債権） 第十六条 法第五十八条第一項の規定により機構が預金等に係る債権を取得するときは、保険金が計算規定（法第二条第十一項に規定する保険金計算規定をいい、法第五十四条の三第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）により計算した保険金の額に對応する預金等に係る債権を取得するものとする。

（保険金の支払に係る公告事項） 第十七条 法第六十四条の二第一項（法附則第十一条の四第七項において準用する場合を含む。）

（保険金の支払の保留） 第十一条の二 機構は、法第五十八条第二項の規定により保険金の支払を保留するときは、当該機構が法第六十四条第一項（法附則第十五条の四第七項において準用する場合を含む。）の規定により取得した保険金の支払を請求した預金者等に対し、次に掲載した書面を交付しなければならない。

（保険金の支払の取扱時間） 第十二条 法第五十七条第二項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 保険金の支払の取扱時間

二 預金等が保険金の支払を請求する際に機構に対し提出又は提示をすべき書類その他のもの

三 その他機構が必要と認める事項

（仮払金の支払に係る公告事項） 第十三条 法第五十七条第二項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 仮払金の支払の取扱時間

二 預金等が仮払金の支払を請求する際に機構に対し提出又は提示をすべき書類その他のもの

三 その他機構が必要と認める事項

（保険金等の支払期間の変更） 第十四条 法第五十七条第三項に規定する政令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 破産法（平成十六年法律第七十五号）第一百九十七条第一項（同法第二百九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による配当の公告

二 法第二百三十七条の二第二項の規定による通知

三 会社更生法（平成十四年法律第一百五十四号）第一百九十九条第一項又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五条）第一百二十一条第一項の規定による更生計画認可の決定

四 民事再生法（平成十一年法律第一百二十四号）第一百七十四条第一項の規定による再生計画認可の決定

（保険金の支払の保留） 第十五条の二 機構は、法第五十七条第三項の規定により保険金又は仮払金の支払期間を変更する場合には、変更後の支払期間の末日を前項に規定する事由のあつた日から起算して三週間を経過する日以後にしなければならない。

（保険金の支払の請求により機構が取得する債権） 第十六条 法第五十八条第一項の規定により機構が預金等に係る債権を取得するときは、保険金が計算規定（法第二条第十一項に規定する保険金計算規定をいい、法第五十四条の三第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）により計算した保険金の額に對応する預金等に係る債権を取得するものとする。

（保険金の支払に係る公告事項） 第十七条 法第六十四条の二第一項（法附則第十一条の四第七項において準用する場合を含む。）





履行につき、労働者財産形成促進法第六条第四項第一号又はハに定める要件に該当しないこととなる事実が生じた場合であつて、当該事実が預金等債権の買取りにより生じたものであるときにおける租税特別措置法第四条の二第二項及び第九項の規定の適用については、当該事実は、同条第二項に規定する政令で定める場合及び同条第九項に規定する事実に該当しないものとみなす。

**2 租税特別措置法第四条の三第一項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約又はその履行につき、勤労者財産形成促進法第六条第二項第一号又はハに定める要件に該当しないこととなる事実が生じた場合であつて、当該事実が預金等債権の買取りにより生じたものであるときにおける租税特別措置法第四条の三第二項及び第十項に規定する事実に該当しないものとみなす。**

(資本金の額の減少の場合に各別に異議の催告をすることを要しない債権者)

### 第二十三条 法第八十九条(法第六百六条第二項の規定により準用する場合を含む。)に規定する政令で定める債権者は、次に掲げるものとする。

#### 一 定期積金の積金者

#### 二 掛金の掛金者

#### 三 金銭信託の受益者

#### 四 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十

十七号)第八条の規定による長期信用銀行債、金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)第八条第一項(同法第五十五条第四項において準用する場合を含む。)の規定による特定社債、金融

システム改革のための関係法律の整備等に関する法律(平成十年法律第七号)附則第一百六十九条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第一百六十八条の規定による改正前の金融機関の合併及び転換に関する法律第十七条の二第一項の規定による債券、信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第五十四条の二の四第一項の規定によ

る全国連合会債及び株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第三十条の規定による商工債(同法附則第三十七条の規定により同法第三十三条の規定により

発行された商工債とみなされたものを含む。)(第二十九条の五第四号及び第三十条において「金融債」という。)の権利者

の業務に係る多数人を相手方とする定期的契約の債権者で内閣府令・財務省令で定めるもの

**五 保護預り契約に係る債権者その他の銀行等の協定承継銀行に生じた損失の金額**

(協定承継銀行に規定する政令で定めることにより計算した金額は、協定承継銀行

(法第九十七条第一項第一号に規定する協定承継銀行をいう。第一号において同じ。)の各事業年度に係る次に掲げる金額のうちいづれか少ない金額とする。

一 法第九十七条第一項に規定する承継協定の定めにより協定承継銀行の資産の買取りが行われた場合における当該資産に係る譲渡損に相当する金額

二 損益計算上の当期損失として内閣府令・財務省令で定めるものの金額

(再承継金融機関等に対する資金援助に係る財務内容の健全性の確保の方策の規定の準用)

**第二十四条の二 第十三条の規定は、法第一百一条第七項において法第六十四条の二第一項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第十三条第二号中「法第六十四条第一項」とあるのは、「法第一百一条第七項」とあるのは、「法第一百一条第七項において準用する法第六十八条の三第四項」と、「法第六十四条の二第五項」とあるのは、「法第一百一条第七項において準用する法第六十四条の二第五項」と、「法第六十四条の二第六項」とあるのは、「法第一百一条第七項において準用する法第六十四条の二第六項」と読み替えるものとする。**

(経営の健全化のための計画)

**第二十五条 法第一百五条第三項に規定する政令で定める方策は、次に掲げる方策とする。**

**一 経営の合理化のための方策**

一百五十五条第二項の申込みをした場合にあつては、当該銀行持株会社等の経営体制を含む。の確立の方策

**二 責任ある経営体制(銀行持株会社等が法第**

五百条第二項の申込みをした場合にあつては、当該銀行持株会社等の経営体制を含む。の確立の方策

**三 配当等により剩余金(銀行持株会社等が法**

第一百五十五条第二項の申込みをした場合にあつては、当該銀行持株会社等の剩余金を含む。)が流出しないための方策

**四 機構が法第一百五条第四項の決定に基づいて取得する株式等(次に掲げるものを含む。)及び機構が同**

**(再承継金融機関について準用する法の規定の読み替え)**

**第二十四条の四 法第一百一条第一項に規定する再**

**(再承継金融機関について同条第七項において法第六十七条第三項の規定を準用する場合において準用する場合は、同項中「破綻金融機関」とあるのは、「承**

**繼銀行」と読み替えるものとする。)**

(再承継金融機関等に対する株式交換等の承認に係る財務内容の健全性の確保等のための方策の規定の準用)

**第二十四条の五 第十四条の二の規定は、法第七項において法第六十八条の二第四項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第十四条の二第二号中「法第六十八条の二第一項」とあるのは、「法第一百一条第七項において準用する法第六十八条の二第二項」とあるのは、「法第六十四条の二第六項」とあるのは、「法第六十四条の二第六項」と読み替えるものとする。**

**六 第二十四条の六 第十四条の三の規定は、法第一百一条第七項において法第六十八条の三第四項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第十四条の三第二号中「法第六十八条の三第一項」とあるのは、「法第一百一条第七項において準用する法第六十八条の三第三項」と、「法第六十四条の二第五項」とあるのは、「法第一百一条第七項において準用する法第六十四条の二第五項」とあるのは、「法第一百一条第七項において準用する法第六十四条の二第六項」とあるのは、「法第一百一条第七項において準用する法第六十四条の二第六項」と読み替えるものとする。**

**七 第二十一条の二 法第一百七条の四第二項の規定によるより金融機関が法第一百五条第四項の規定による決定に従つた優先出資の発行による変更の登記を行う場合における協同組織金融機関の優先出資に関する法律施行令(平成五年政令第三百九十八号)第十四条の規定の適用については、同条中「次に掲げる書類」とあるのは、「次に掲げる書類及び預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第一百五条第四項の規定による決定に従つた優先出資の発行であることを証する書面」とする。**

**八 第二十一条の三 法第一百八条第三項第一号(法第一号措置に係る取得株式等)**

**(1) 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能となるものである場合にあつては、その請求により転換された他の種類の株式**

**(2) 当該株式が一定の事由が生じたことを理由として転換されるものである場合にあつては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式**

**(3) 当該株式又は(1)若しくは(2)に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式**

**九 第二十一条の四 法第一百五条第三項に規定する政令で定める方策は、次に掲げる方策とする。**

**(再承継金融機関等に対する資金援助に係る取扱いの準用)**

**一 優先株式等の規定の準用**

**二 財務内容(銀行持株会社等が法第一百五条第二項の申込みをした場合にあつては、当該銀行持株会社等の財務内容を含む。)の健全性及び業務(銀行持株会社等が法第一百五条第二項の申込みをした場合にあつては、当該銀行持株会社等の業務を含む。)の健全かつ適切な運営の確保のための方策**

**(優先出資の発行による登記の特例)**

**三 第二十一条の二 法第一百七条の四第二項の規定によるより金融機関が法第一百五条第四項の規定による決定に従つた優先出資の発行による変更の登記を行う場合における協同組織金融機関の優先出資に関する法律施行令(平成五年政令第三百九十八号)第十四条の規定の適用については、同条中「次に掲げる書類」とあるのは、「次に掲げる書類及び預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第一百五条第四項の規定による決定に従つた優先出資の発行であることを証する書面」とする。**

**四 第二十一条の三 法第一百八条第三項第一号(法第一号措置に係る取得株式等)**

**五 第二十一条の四 法第一百五条第三項第一号(法第一号措置に係る取得株式等)**

**六 第二十一条の五 法第一百五条第三項第一号(法第一号措置に係る取得株式等)**

**七 第二十一条の六 法第一百五条第三項第一号(法第一号措置に係る取得株式等)**

**八 第二十一条の七 法第一百五条第三項第一号(法第一号措置に係る取得株式等)**

**九 第二十一条の八 法第一百五条第三項第一号(法第一号措置に係る取得株式等)**

**十 第二十一条の九 法第一百五条第三項第一号(法第一号措置に係る取得株式等)**



（対象金融機関以外の発行金融機関等の組織再編成の認可の要件）

**第二十五条の八** 法第一百八条の三第六項第四号に規定する政令で定める要件は、組織再編成により機構が割当てを受ける取得株式等となる株式の種類が当該組織再編成の前において機構が保有する取得株式等である株式の種類と同一のものと認められることとする。

（法第一百八条の三第七項の規定により提出する経営健全化計画）

**第二十五条の九** 法第一百八条の三第七項に規定する政令で定める方策は、同項に規定する他の銀行持株会社等における次に掲げる方策とする。

- 一 責任ある経営体制の確立のための方策
- 二 配当等により剰余金が流出しないための方策
- 三 法第一百八条の三第五項の認可を受けた組織再編成により機構が割当てを受けた取得株式等である株式につき剰余金をもつてする自己の株式の取得に対応することができる財源を確保するための方策

（第一号措置に係る取得株式等の規定の準用）

**第二十五条の九の二** 法第一百八条第三項の規定及び第二十五条の三の規定は、法第一百八条の三第八項において法第一百八条第二項の規定を準用する場合について準用する。

（法第一百八条の三第八項において準用する法第一百八条の二第三項の規定により提出する経営健全化計画の規定の準用）

**第二十五条の十** 第二十五条の四の規定は、法第一百八条の三第八項において法第一百八条の二第三項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第二十五条の四第三号中「法第一百八条の二第一項」とあるのは、「法第一百八

四項	第六条第十六款	第六条第十六款	第六条第十六款	第六条第十六款	第六条第十六款	第六条第十六款	第六条第十六款	第六条第十六款	第六条第十六款	第六条第十六款	第六条第十六款
	は、この限りでない。	ならない。ただし、当該通知を行つた金融機関が株式会社商工組合中央金庫である場合	内閣総理大臣（労働金庫又は労働金庫連合会にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。）	銀行等、銀行持株会社等又は株式会社商工組合中央金庫	内閣総理大臣（労働金庫又は労働金庫連合会にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。）	合併、事業譲渡等、付保預金移転、株式交換又は株式移転	内閣総理大臣（労働金庫又は労働金庫連合会にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。）	内閣総理大臣（労働金庫又は労働金庫連合会にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。）	内閣総理大臣（労働金庫又は労働金庫連合会にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。）	内閣総理大臣（労働金庫又は労働金庫連合会にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。）	内閣総理大臣（労働金庫又は労働金庫連合会にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。）
	な ら い。 ら	な ら い。 ら	大 臣	内 閣 總 理 社 會	銀 行 持 株 銀 行	大 臣	內 閣 總 理 株 式 交 換	大 臣	內 閣 總 理 合 併	大 臣	財 務 大 臣

（負担金又は特定負担金の決定に係る報告事項）  
**第二十一条** 法第百二十三条第一項第五号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とす  
る。  
一 法第百二十一条第一項に規定する危機対応業務を行うための費用として使用した金額に  
（第四号から第十一号までに規定する業務に係る費用の金額を除く。）  
二 取得株式等若しくは法第八条第二項（法  
第一百八条の二第四項（法第八条の三第八項  
において準用する場合を含む。）及び第一百八  
条の三第八項において準用する場合を含む。）  
に規定する取得貸付債権又は取得特定株式等  
（法第百二十六条の二十四第二項（法第百二  
十六条の二十五第四項（法第一百二十六条の二  
十六第八項において準用する場合を含む。）  
及び第一百二十六条の二十六第八項において準  
用する場合を含む。）に規定する取得特定株  
式等をいう。以下同じ。）若しくは法第一百二  
十六条の二十四第二項（法第一百二十六条の二  
十五第四項（法第一百二十六条の二十六第八項  
において準用する場合を含む。）及び第一百二  
十六条の二十六第八項において準用する場合  
を含む。）に規定する取得特定貸付債権から  
生じた果実に相当する金額  
三 法第百二十六条の五第四項において準用す  
る会社更生法第八十一条第一項の規定に基づ  
き受けた費用の前払及び報酬の金額  
四 法第百二十六条の十九第一項の規定による  
資金の貸付け及び債務の保証に係る業務に係  
る費用及び収益の金額並びにこれらの明細  
五 法第百二十六条の三十一又は法第一百二十六  
条の三十八第七項において準用する法第六十四  
条第一項の決定に基づく特定資金援助（法第  
百二十六条の二十八第一項に規定する特定資  
金援助をいう。以下同じ。）に係る業務に係  
る費用及び収益の金額並びにこれらの明細  
六 法第一百二十六条の三十二第四項において準  
用する法第六十四条第一項の決定に基づく追  
加的特定資金援助（法第一百二十六条の三十二  
第一項に規定する追加的特定資金援助をい  
う。以下同じ。）に係る業務に係る費用及び  
収益の金額並びにこれらの明細  
七 法第百二十六条の三十五第一項又は第二項  
の規定による出資に係る業務に係る費用及び  
収益の金額並びにこれらの明細

八 法第一百二十六条の三十七において準用する  
法第九十九条第一項の規定による資金の貸付  
及び債務の保証に係る業務に係る費用及び  
収益の金額並びにこれらの明細

九 法第一百二十六条の三十七において準用する  
法第九十九条の規定による損失の補填に係る  
業務に係る費用の金額及びその明細

十 法第一百二十七条の二第一項又は第一百二十八  
条の二第一項の規定による資金の貸付けに係  
る業務に係る費用及び収益の金額並びにこれ  
らの明細

十一 法第一百二十九条第一項の規定による資産  
の買取り（特別監視金融機関等（法第一百二十  
六条の三第二項に規定する特別監視金融機関等を  
等）をいう。以下同じ。）及び協定特定承継金融  
機関等（法第一百二十六条の三十七において  
読み替えて準用する法第九十七条第一項第一  
号に規定する協定特定承継金融機関等をい  
う。第二十九条の三十四及び附則第二条の十  
七において同じ。）に係るものに限る。）に係  
る業務に係る費用及び収益の金額並びにこれ  
らの明細

十二 その他内閣府令・財務省令で定める事項  
(国庫への納付手続)

第28条 機構は、法第二十五条第二項の規  
定により利益金を納付するときは、当該利益金  
を翌事業年度の七月三十一日までに国庫に納付  
しなければならない。

2 機構は、法第二十五条第二項の規定により  
利益金を納付するときは、同項の規定に基づい  
て計算した国庫に納付する金額の計算書に、当  
該事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損  
益計算書その他内閣府令・財務省令で定める書  
類を添付して、翌事業年度の七月二十一日まで  
にこれを金融庁長官及び財務大臣に提出しな  
ければならない。  
(危機対応業務に係る借入金の限度額)

第二十九条 法第一百二十六条第一項に規定する政  
令で定める金額は、三十五兆円とする。  
(我が国の金融システムにおいて重要な地位を  
占める者)

第三十条の二 法第一百二十六条の二第二項第四  
号に規定する政令で定める者は、短資業者（貸  
金業法施行令（昭和五十八年政令第八百八十一  
号）第一条の二第三号に掲げる者をいう。）と  
する。  
(特定管理を命ずる处分を受けた金融機関等に  
ついて準用する法の規定の読み替え)

第二十九条の三 法第一百二十六条の五第一項に規  
定する特定管理を命ずる处分を受けた金融機関

等（法第二百二十六条の二第二項に規定する金融機関等をいう。以下同じ。）について法第二百二十六条の九において法第七十九条第二項の規定を準用する場合においては、同項中「氏名又は名称及び住所」とあるのは、「名称及び主たる事務所」と読み替えるものとする。  
（資産の国内保有）

**第二十九条の四** 法第二百二十六条の十七の規定に基づく特定認定（法第二百二十六条の二第一項に規定する特定認定をいう。以下同じ。）に係る金融機関等に対する命令は、その期限及び次項に掲げる資産のうち当該命令が対象とするものの範囲又は当該命令が対象とするものの総額の上限を示して行うものとする。

法第二百二十六条の十七に規定する特定認定に係る金融機関等の資産のうち政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 日本国銀行に対する預け金
- 二 現金並びに金融局長官が別に定める国内の者に対する預金、貯金及び定期積金
- 三 有価証券（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項に規定する有価証券をいう。以下同じ。）
- 四 国内に住所又は居所を有する者に対する貸付金、立替金その他の債権
- 五 国内に住所及び居所を有しない者に対する貸付金その他の債権であつて、元本の償還及び利息の支払を行う場所を国内とし、かつ、国内の裁判所を管轄裁判所とすることを定めている金銭消費貸借契約に係るもの
- 六 金融機関の信託業務の兼當等に関する法律第一条第一項の認可を受けた者に信託した財産
- 七 国内に住所又は居所を有する者に対する差入保証金（取引について金融機関等が預託した現金をいう。）
- 八 金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。）
- 九 国内に所在する有形固定資産
- 十 その他金融局長官が適当と認める資産（特別監視金融機関等に係る資本金の額の減少の場合に各別に異議の催告をすることを要しない債権者）

十二第七項において準用する法第百六条第二項において準用する法第八十九条に規定する政令で定める債権者は、次に掲げるものとする。

- 一 定期積金の積金者
- 二 掛金の掛金者
- 三 金融債の受益者
- 四 金融債の権利者
- 五 金融商品取引法第百十九条又は第百六十一一条の二の規定により、金融商品取引業者等が顧客から預託を受けた金銭又は有価証券に係る当該顧客の預託を受けるものとす。
- 六 対象有価証券関連取引（金融商品取引法第四十三条の二第一項第二号に規定する対象有価証券関連取引をいう。次号において同じ。）に係る、金融商品取引業者等が顧客から預託を受けた金銭又は有価証券に係る当該顧客の預託を受けるものとす。
- 七 対象有価証券関連取引に係る、顧客の計算に属する金銭又は顧客の計算において金融商品取引業者等が占有する有価証券に係るこれらの顧客の預託を受けるものとす。
- 八 保護預り契約に係る債権者その他の特別監視金融機関等の業務に係る多数人を相手方とする定期的契約の債権者で内閣府令・財務省令で定めるもの

（経営の健全化のための計画）

**第二十九条の六** 法第百二十六条の二十二第五項に規定する政令で定める方策は、次に掲げる方策とする。

- 一 経営の合理化の方策
- 二 責任ある経営体制（金融機関等が法第百二十六条の二十二第三項の申込みをした場合にあつては、当該金融機関等の経営体制を含む。）の確立の方策
- 三 配当等により剩余金その他これに類する金銭（金融機関等が法第百二十六条の二十二第六項の決定に基づいて取得する特定株式等（株式等、融機関等の剩余金その他これに類する金銭を含む。）が流出しないための方策
- 四 機構が法第一百一十六条の二十二第六項の決定に基づいて取得する特定株式等（株式等、融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第二条第一項に規定する協同組

組織金融機関をいう。以下同じ。)以外のものの出資又は基金に係る債権をいう。以下同じ。)。(株式等にあつては次に掲げるものを含み、特定劣後特約付社債、株式会社及び協同組織金融機関以外のものの出資又は基金に係る債権にあつては次に掲げるものに類するものと含む。第二十九条の十三及び第二十九条の十七において同じ。)及び機構が法第百二十六条の二十二第六項の決定に基づいて取得する貸付債権に係る借入金につき株式处分等、償還、返済その他これらに準ずるものに對応することができる財源(金融機関等が法第三項の申込みをした場合にあつては、当該金融機関等の財源)を確保するための方策イイ 当該特定株式等が株式である場合にあつては、次に掲げる株式

(1) 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあつては、その請求により転換された他の種類の株式

(2) 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあつては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

(3) 当該株式又は(1)若しくは(2)に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

ロ 当該特定株式等が劣後特約付社債である場合にあつては、当該劣後特約付社債に新株予約権が付されているときにその行使により交付された株式及びこれについて分割され又は併合された株式

ハ 当該特定株式等が優先出資である場合にあつては、当該優先出資について分割された優先出資

(特定劣後特約付社債)

二 一 担保が付されていないこと。  
その償還が行われない期間が

（法第二百二十六条の二十二第六項の決定に従つ  
年を超えるものであること。

た優先出資の発行による登記の特例)

ににおいて準用する法律第七十七条の四第二項の規定により金融機関が法第一百二十六条の二十二第六項の決定に従つた優先出資の発行による変更の登記を行う場合における協同組織金融機関の優先出資に関する法律施行令第十四条の規定の適用については、同条中「次に掲げる書類」とあるのは、「次に掲げる書類及び預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第一百二十六条の二十二第六項の決定に従つた優先出資の発行であることを証する書面」とする。  
(特定株式等の引受け等の決定等について準用する法の規定の読み替え)

又は第三項の申込みに係る特定第一号措置（法第百二十六条の二第一項第一号に規定する特定株式等の引受け等をいう。以下同じ。）による特定株式等の引受け等（法第百二十六条の二十二第二項に規定する特定株式等の引受け等をいう。以下同じ。）を行わない旨の決定がされたとき、同条第七項において準用する法第一百五十五条第七項の規定による特定第一号措置に係る特定認定の取消し、法第百二十六条の二十二第一項又は第三項の申込みがあつた場合（同条第一項の申込みがあつた場合には、当該申込みが株式会社であるもの又は同条第三項の申込みを行つた金融機関等若しくはその対象子法人等をいい、以下同じ。）であつて株式会社であるもの及び同条第一項又は第二項の申込みが株式、劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）又は特定劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）の引受けである場合において当該申込みに係る同条第六項の決定を行つたときについて、同条第七項において法の規定を準用する場合における技術的読整えは、次の表のとおりとする。

項 第 六 第 三 条 百	項 第 六 第 二 条 百	項 第 八 条 百	項 第 七 条 百	定 の 規 定 え み 替 る 法 句
株式の引受け	準用する	、同条第九項の規定はこの項において準用する同条第八項の規定による第二号措置に係る認定について、それぞれ準用する	第一百二十二条第二項、第六項及び第八項並びに前条第六項及び第八項の規定は	第一項の申込みをした金融機関又は第二項の申込みをした銀行持株会社等が第一項の申込みをした金融機関又は第二項の申込みをした銀行持株会社等又は同条第三項の申込みをした金融機関等又は同条第三項の申込みをした金融機関等
特定株式等の引受ける	準用する。この場合において、第八十九条中「銀行等又は株式会社、商工組合中央金庫である被管理金融機関」とあるのは、「株式会社である第一百二十六条の二第一項に規定する金融機関等」と読み替えるものと読み替える字句	特定期の引受け等	第一百二十六条の二第三項、第七項及び第九項並びに第一百二十六条の二第一項の規定は、	第一百二十六条の二第一項の申込みをした金融機関等又は同条第三項の申込みをした金融機関等

第一項	第六条 五百	第六条 五百	第六条 五百	第一号措置に係る特定認定
第二項	第六条 五百四	第六条 五百四	第六条 五百四	第一号措置に係る特定認定
(特定第一号措置に係る取得特定株式等)	第一百二条 第二項	第一百二条 第二項	第一百二条 第二項	第一百二条第六項及び第八項
第二十九条の十	第一百二十六条の二十四第三項	第一百二十六条の二十五第四項	第一百二十六条の二十六第八項	第一百二条第六項及び第八項並びに第一百四条第六項及び第八項
第二号	(法第一百二十六条の二十五第四項) (法第一百二十六条の二十六第八項)において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める特定株式等とする。	金融機関又は銀行 持株会社等	金融機関又は銀行 持株会社等	金融機関又は銀行 持株会社等
一	機構が特定第一号措置により特定株式等の受け等を行つた金融機関等が行う株式交換又は株式移転により当該金融機関等の株式交換完全親株式会社又は株式移転設立完全親会社となつた会社から機構が割当てを受けた株式(次に掲げるものを含む。)イ当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあつて	金融機関又は当該 銀行持株会社等	金融機関又は銀行 持株会社等	金融機関等

は、その請求により転換された他の種類の株式

ロ 当該株式が一定の事由が生じたことにより転換されることは、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

ハ 当該株式又はイ若しくはロに掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

二 機構が特定第一号措置により特定株式等の引受け等を行つた金融機関等が行う合併又は会社分割により当該金融機関等の事業の全部又は一部を承継する他の法人から機構が割当てを受けた特定株式等（株式等にあつては次に掲げるものを含み、特定劣後特約付社債株式会社及び協同組織金融機関以外のものの出資又は基金に係る債権にあつては次に掲げるものに類するものを含む。）

イ 当該特定株式等が株式である場合にあつては、次に掲げる株式

(1) 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあつては、その請求により転換された他の種類の株式

(2) 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあつては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

(3) 当該株式又は(1)若しくは(2)に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

ロ 当該特定株式等が劣後特約付社債である場合にあつては、当該劣後特約付社債に新株予約権が付されているときにつきその行使により交付された株式及びこれについて分割され又は併合された株式

ハ 当該特定株式等が優先出資である場合にあつては、当該優先出資について分割され

一 この条の規定により取得特定株式等に該当する特定株式等の発行者である法人が行う株式交換若しくは株式移転により当該法人の株式交換完全親株式会社若しくは株式移転設立完全親会社となつた会社又は当該法人が行う合併若しくは会社分割により当該法人の事業の全部若しくは一部を承継する他の法人から





保有する取得特定貸付債権（法第二百二十六条の三十一）において読み替えて準用する法第六十四条の二第五項に規定する取得特定貸付債権をいい、当該組織再編成に係る承継金融機関等（法第二百二十六条の三十一において準用する法第六十八条の三第四項に規定する承継金融機関等をいう。）を債務者とするものに限る。）に係る借入金につき株式処分等、償還、返済その他これらに準ずるものに対応することができる財源を確保するための方策イ 当該特定株式等が株式である場合については、次に掲げる株式

(1) 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあつては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

(2) 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあつては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

(3) 当該株式又は(1)若しくは(2)に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

ロ 当該特定株式等が劣後特約付社債である場合にあつては、当該劣後特約付社債に新株予約権が付されているときにはその行使により交付された株式及びこれについて分割され又は併合された株式

ハ 当該特定株式等が優先出資である場合にあつては、当該優先出資について分割された優先出資

三 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保の方策

(特定資金援助について準用する法の規定の読み替え)

**第二十九条の二十七** 特定合併等（法第二百二十六条の二十八第二項に規定する特定合併等をいい、同項第三号に掲げる事業譲渡等のうち特定破綻金融機関等（同条第一項に規定する特定破綻金融機関等をいう。以下この条及び第二十九条の四十三において同じ。）がその事業の一部を他の金融機関等に譲渡するもの、特定債務引受け、法第二百二十六条の二十八第二項第六号に掲げる吸収分割のうち特定破綻金融機関等がその事業に関して有する権利義務の一部を他の金融機関等に承継させるもの又は同項第七号に掲

(特定資金援助に係る取得特定優先株式等)		第六十四条の二第六項	第六十四条の三	第六十四条の二第六項	第六十四条の二第六項	第六十八条等	第六十九条の二十八	第六十九条の二十八	第六十八条等	第六十九条の二第一項	第六十九条の二第二項
第一条	第二条	第三条	第四条	第五条	第六条	第七条	第八条	第九条	第十条	第十一条	第十二条
口	ハ	一 機構が法第二百二十六条の三十一において準用する法第六十四条第一項の決定により特定優先株式等の引受け等を行つた金融機関等又は特定持株会社等が行う株式交換又は株式移転により当該金融機関等又は特定持株会社等の株式交換完全親株式会社又は株式移転設立完全親会社となつた会社から機構が割当てを受けた優先株式(次に掲げるものを含む)イ 当該優先株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合について、その請求により転換された他の種類の株式ロ 当該優先株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合であつては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式ハ 当該優先株式又はイ若しくはロに掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式	二 機構が法第二百二十六条の三十一において準用する法第六十四条第一項の決定により特定優先株式等の引受け等を行つた金融機関等又は特定持株会社等が行う合併又は会社分割により当該金融機関等又は特定持株会社等の事業の全部又は一部を承継する他の法人から機構が割当てを受けた特定優先株式等(優先株式等、特定劣後特約付社債、株式会社及び同組織金融機関以外のものの出資又は基⾦に	（特定資金援助に係る取得特定優先株式等） 前条の規定により読み替えられた法第六十四条の二第六項第二号に規定する政令で定める特定株式等は、次に掲げる特定株式等とする。	（特定資金援助に係る取得特定優先株式等） 第一において読み替えて準用する第六十四条の二第六項第二号に規定する政令で定める特定株式等	第六十八条等	第六十九条の二第一項	第六十九条の二第二項	第六十八条等	第六十九条の二第一項	第六十九条の二第二項
口	ハ	一 機構が法第二百二十六条の三十一において準用する法第六十四条第一項の決定により特定優先株式等の引受け等を行つた金融機関等又は特定持株会社等が行う株式交換又は株式移転により当該金融機関等又は特定持株会社等の株式交換完全親株式会社又は株式移転設立完全親会社となつた会社から機構が割当てを受けた優先株式(次に掲げるものを含む)イ 当該優先株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合について、その請求により転換された他の種類の株式ロ 当該優先株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合であつては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式ハ 当該優先株式又はイ若しくはロに掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式	二 機構が法第二百二十六条の三十一において準用する法第六十四条第一項の決定により特定優先株式等の引受け等を行つた金融機関等又は特定持株会社等が行う合併又は会社分割により当該金融機関等又は特定持株会社等の事業の全部又は一部を承継する他の法人から機構が割当てを受けた特定優先株式等(優先株式等、特定劣後特約付社債、株式会社及び同組織金融機関以外のものの出資又は基⾦に	（特定資金援助に係る取得特定優先株式等） 前条の規定により読み替えられた法第六十四条の二第六項第二号に規定する政令で定める特定株式等は、次に掲げる特定株式等とする。	（特定資金援助に係る取得特定優先株式等） 第一において読み替えて準用する第六十四条の二第六項第二号に規定する政令で定める特定株式等	第六十八条等	第六十九条の二第一項	第六十九条の二第二項	第六十八条等	第六十九条の二第一項	第六十九条の二第二項
口	ハ	一 機構が法第二百二十六条の三十一において準用する法第六十四条第一項の決定により特定優先株式等の引受け等を行つた金融機関等又は特定持株会社等が行う株式交換又は株式移転により当該金融機関等又は特定持株会社等の株式交換完全親株式会社又は株式移転設立完全親会社となつた会社から機構が割当てを受けた優先株式(次に掲げるものを含む)イ 当該優先株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合について、その請求により転換された他の種類の株式ロ 当該優先株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合であつては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式ハ 当該優先株式又はイ若しくはロに掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式	二 機構が法第二百二十六条の三十一において準用する法第六十四条第一項の決定により特定優先株式等の引受け等を行つた金融機関等又は特定持株会社等が行う合併又は会社分割により当該金融機関等又は特定持株会社等の事業の全部又は一部を承継する他の法人から機構が割当てを受けた特定優先株式等(優先株式等、特定劣後特約付社債、株式会社及び同組織金融機関以外のものの出資又は基⾦に	（特定資金援助に係る取得特定優先株式等） 前条の規定により読み替えられた法第六十四条の二第六項第二号に規定する政令で定める特定株式等は、次に掲げる特定株式等とする。	（特定資金援助に係る取得特定優先株式等） 第一において読み替えて準用する第六十四条の二第六項第二号に規定する政令で定める特定株式等	第六十八条等	第六十九条の二第一項	第六十九条の二第二項	第六十八条等	第六十九条の二第一項	第六十九条の二第二項

株式会社及び協同組織金融機関以外のものの  
係る債権をいう。) (優先株式等にあつては次  
に掲げるものを含み、特定劣後特約付社債、

つては、その請求により転換された他の種類の株式

いて準用する法第六十八条の三第一項」と  
「法第二百二十六条の三十一において読み替えて  
準用する法第六十四条の二第六項」とあるのは

(2) 当該株式が一定の事由が生じたことを  
条件として転換されるものである場合に  
あつては、その事由が生じたことにより  
転換された他の種類の株式

(3) 当該株式又は（1）若しくは（2）に  
掲げる他の種類の株式について分割され  
る場合は併合された株式

口 当該特定株式等が劣後特約付社債である  
場合にあつては、当該劣後特約付社債に新  
株予約権が付されているときにはその行使に  
より交付された株式及びこれについて分割  
され又は併合された株式

ハ 当該特定株式等が優先出資である場合に  
あつては、当該優先出資について分割され  
た優先出資

（追加的特定資金援助に係る財務内容の健全性  
の確保等のための方策の規定の準用）

**第二十九条の二十九** 第二十九条の二十三の規定  
は、法第一百二十六条の三十二第四項において法  
第六十四条の二第一項の規定を準用する場合に  
ついて適用する。この場合において、第二十九  
条の二十三第二号中「法第一百二十六条の三十一  
一」とあるのは、「法第一百二十六条の三十二第  
四項」と読み替えるものとする。

（追加的特定資金援助に係る株式交換等の承認  
に係る財務内容の健全性の確保等のための方策  
の規定の準用）

**第二十九条の三十** 第二十九条の二十五の規定  
は、法第一百二十六条の三十二第四項において法  
第六十八条の二第四項の規定を準用する場合に  
ついて適用する。この場合において、第二十九  
条の二十五第二号中「法第一百二十六条の三十一  
一」とあるのは、「法第一百二十六条の三十二第  
四項」と読み替えるものとする。

（追加的特定資金援助に係る組織再編成の承認  
に係る財務内容の健全性の確保等のための方策  
の規定の準用）

**第二十九条の三十一** 第二十九条の二十六の規定  
は、法第一百二十六条の三十二第四項において法  
第六十八条の三第四項の規定を準用する場合に  
ついて準用する。この場合において、第二十九  
条の二十六第二号中「法第一百二十六条の三十一  
一」とあるのは、「法第一百二十六条の三十二第  
四項」と読み替えるものとする。

（追加的特定資金援助に係る組織再編成の承認  
に係る財務内容の健全性の確保等のための方策  
の規定の準用）

五 項	四 条 第 六 十	四 項	四 条 第 六 十	項 二 九 第 二 条 の 第 五 十	二 九 第 一 条 の 第 五 十	第一 項 二 九 第 一 条 の 第 五 十	第二 項 二 九 第 一 条 の 第 五 十	第三 項 二 九 第 一 条 の 第 五 十	第四 項 二 九 第 一 条 の 第 五 十
資金援助		資金援助		破綻金融機関	破綻金融機関に 限る。)	援 助 (同条第 一項第一号に 掲げるものに 限る。)	破綻金融機関 に對して資金 援助(同条第 一項第一号に 掲げるものに 限る。)	特定破綻金融機関等 に對して追加の同項 第一号に掲げる措置	特定破綻金融機関等 に對して追加の同項 第一号に掲げる措置
追加的特定資金援助			追加的特定資金援助		特定破綻金融機関等				読み替える字句

項三八 第六条 第一の十			項二八 第六条 第二の十	項二八 第六条 第一の十	三項 第七条 第六十	二項 第七条 第六十	一項 第七条 第六十	定める株式等 社等	銀行持株会 金融機関又は特定 株会社等
取得貸付債権	第六十四条の 二第六項	式等 取得優先株	金融機関又は 銀行持株会	式等 取得優先株	破綻金融機関 救済金融機関	救済金融機関	適格性の認定 等に 定等	適格性の認定 等を	適格性の認定
取得特定貸付債権	第一百二十六条の三十 二第四項において読 み替えて準用する第 六十四条の二第六項	取得特定優先株式等	金融機関又は特定 株会社等	優先株式等	特定破綻金融機関等 第一百二十六条の三十 二第四項において読 み替えて準用する第 六十四条の二第六項 に規定する取得特定	金融機関等又は特定 株会社等	特定適格性認定等 特定適格性認定等に おいて同じ。)を	特定適格性認定等 金融機関等又は特定 株会社等	特定適格性認定等 金融機関等又は特定 株会社等

(追加的特定資金援助に係る取得特定優先株式

等の規定の準用)  
第二十九条の三十三  
第二十九条の二十八の規定

は、法第百二十六条の三十二第四項において法第六十四条の二第五項（法第百二十六条の三十

二第四項において準用する法第六十八条の二第五項及び第六十八条の三第五項において準用す

（第三項の規定による適用する場合を含む。）の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第二十九条の

二十八中「前条」とあるのは「第二十九条の三十二一、同条第一号及び第二号中「去第百二

「二」と同条第一号及び第二号「法第百二十六条の三十一」とあるのは「法第百二十六条の三十二第四項」に読み替えるものとする。

の二十二第四項】と読み替えるものとする。  
（協定特定承継金融機関等に生じた損失の金額）

**第二十九条の三十四** 法第一百二十六条の三十七は、  
おいて準用する法第九十九条に規定する政令で、  
三つから二つに計算した金額は、易室時三

定めるとこらはより計算した金額は協定特定承継金融機関等の各事業年度に係る次に掲げる金額の<sup>（ハ）</sup>（イ）（ウ）（エ）（オ）。

金額のうちいすれか少ない金額とする。

法第九十七条第一項に規定する承継協定の定めにより協定特定承継金融機関等の資産の買

取りが行われた場合における当該資産に係る譲渡損に相当する金額

二 損益計算上の当期損失として内閣府令・財務省令で定めるものの金額

(特定承継金融機関等について準用する法の規定の読み替え)

**第二十九条の三十五** 特定承継金融機関等（法第百二十六条の三十四第三項第五号に規定する特

定承継金融機関等をいう。)について法第百二十六条の三十七において法の規定を準用する場

合においては、法第九十六条第一項第四号中「当該承継銀行」とあるのは「当該特定承継金

「融機関等」と、「承継銀行子会社」とあるのは、「特定承継金融機関等子会社」と、同条第三項

中「銀行を」とあるのは「第二百二十六条の二第二項に規定する金融機関等」を意味する。

二項に規定する金融機関等を」。二項第三号」とあるのは「第一項第三号」と、同条第四項中「承認銀行子会社」とあるのは「特定承認

「三井銀行」「三井信託銀行」などあるのは、一社が複数の子会社を有する場合である。

のは「特定承継金融機関等か」と 法第九十七条第一項第一号中「第九十四条第一項各号」と  
つらつは「第百三二六条の三二六第一項各号

あるのは「第一百一十六条の三第六第一項各号」と、法第九十八条及び第九十九条中「協定承継銀行」とあるのは「協定特定承継金融機関等」

と、法第百三十五条第一項中「第九十一条第一

項 目 百 九 十 九 第 二 二 条 の 二 十 九 第 二 十 九 第 一 二 条 の 二 十 八 第 七 項 及 び 第	項 目 百 九 十 九 第 二 十 九 第 一 二 条 の 二 十 八 第 四 項 及 び 第								
済 持 株 会 社 等	特定破綻金融 機 関 等 及 び 特 定 救 濟 持 株 会 社 等	特定破綻金融 機 關 等 及 び 特 定 救 濟 持 株 會 社 等	特定承継金融 機 關 等 及 び 特 定 承 継 金 融 機 關 等	当該特定合併 等	金融機関等 等	同項第七号 同項第六号	第一百二十六條の 三百八十二項第二号 二号	読み替えられ る字句	読み替える字句
株 会 社 等	破綻金融機 關 等 及 び 特 定 救 濟 持 株 會 社 等	特定承継金融 機 關 等 及 び 特 定 承 継 金 融 機 關 等	特定再承継金融 機 關 等 及 び 特 定 再 承 継 金 融 機 關 等	当該特定再承継 等	機 關 等	同項第六号 承継金融機 關 等	第一百二十六條の 三百八十二項第二号 二号	読み替えられ る字句	読み替える字句

項 十九 第八	第六百二十一 六 条 の 二	特定合併等 機関等	特定再承継金融 機関等	特定再承継 機 関等
(手三事八半共通規制二十一) 機 関 等	第一百二十二 六 条 の 二	特定破綻金融 機 関等	特定救済金融 機 関等	特定承継金融 機 関等
	五号	前条第二項第 五号	特定再承継金融 機 関等	特定再承継 機 関等
	四号	第一百二十六條の 三十八第二項第 四号	特定承継金融 機 関等	特定承継 機 関等

(特定再生金融機関等)に対する特定資金援助に係る財務内容の健全性の確保等のための方策の規定の準用

は、法第二百二十六条の三十九第一項において準用する場合に第六十四条の二第一項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第二十九条の二十三第二号中「法第二百二十六条の三十九

「一」とあるのは、「法第二百二十六条の三十八第七項」と読み替えるものとする。

承認に係る財務内容の健全性の確保等のための方策の規定の準用)

条の二十五第二号中「法第一百二十六条の三十一」とあるのは、「法第一百二十六条の三十八第七項」と読み替えるものとす。

(本項に規定する金銭移付等に付する総額に当該の承認に係る財務内容の健全性の確保等のための方策の規定の準用)

は、法第百二十六条の三十八第七項において法第六十八条の三第四項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第二十九

条の二十六第二号中「法第百二十六条の三十一において準用する法第六十八条の三第一項」とあるのは「法第百二十六条の三十八第七項」における

いて準用する法第六十八条の三第一項」と、「法第二百二十六条の三十一において読み替えて

四項 第四条 第六十	五項 二条 第十	第六项 二条 第十	二項 二条 第一	第六十 前条 第一項	の規定 える法 読み替 えら れる字句
資金援助	会社等 は銀行持 株	金融機 関又 は銀行持 株	第一項又 は第五十九 条の二第一 項	第五十九条 第一百二十六 条の三十 八第一項	九第一項 第一百二十六 条の二十 九第一項
特定資金援助	持株会社等	金融機 関等又 は特定			読み替える字句

(特定再承継金融機関等に対する特定資金援助について準用する法の規定の読み替え) 第二十九条の四十 法第二百一十六条の三十八第六項のあつせん、同条第一項の規定による申込み、同条第五項において準用する法第二百二十六条の二十九第一項の認定又は法第二百二十六条の三十八第六項のあつせんを受けた金融機関等又は特定持株会社等、特定再承継金融機関等(同条第一項に規定する特定再承継金融機関等をいいう。以下この条において同じ)、特定再承継(法第二百一十六条の三十八第二項に規定する特定再承継をいう。)のための機構による特定資金援助及び当該特定資金援助(特定優先株式等の受け等に係るものに限る。)を受けた特定再承継金融機関等(当該特定優先株式等の受け等に係る合併又は新設分割により設立された金融機関等を含む。)又は特定再承継特定持株会社等(同条第七項に規定する特定再承継特定持株会社等をいう。)について、同条第七項において法の規定を準用する場合における技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

準用する法第六十四条の二第六項」とあるのは「法第二百一十六条の三十八第七項において読み替えて準用する法第六十四条の二第六項」と、「法第二百一十六条の三十一において読み替えて準用する法第六十四条の二第五項」とあるのは「法第二百一十六条の三十八第七項において読み替えて準用する法第六十四条の二第五項」と読み替えるものとする。

定又は第一百二十六条の三十八第六項のある場合においては、同項の規定を準用する。	（金融システムの著しい混乱を生じさせるおそれがあると認められる種類の債務の弁済に関する会社法の特例に関する読み替え）
第二十九条の四十三 法第一百二十二条第一項の規定による清算開始の命令若しくは特定清算開始の命令を受けた特定破綻金融機関等又は銀行法第五十一条第一項若しくは保険業法（平成七年法律五百五号）第二百十二条第一項の規定により清算を開始した特定破綻金融機関等に対し法第二百二十七条の二第一項の規定による清算開始の命令を行なう旨の決定があるときについて法第一百二十七条の五において法第六十九条の四第三項及び第四項の規定を準用する場合においては、同条第三項中「第五百条第一項及び第五百四十九条第一項」とあるのは「第五百四十九条第一項（他の法律において準用する場合を含む。）」と、同条第四項中「第五百四十九条第一項」とあるのは「第五百四十九条第一項（他の法律において準用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。	（金融システムの著しい混乱を生じさせるおそれがあると認められる種類の債務の弁済に関する会社法の特例に関する読み替え）
第二十九条の四十一 第二十九条の二十八の規定は、法第一百二十六条の三十八第七項において準用する法第六十八条の第二第五項及び第六十八条の三第五項において準用する第六十四条の二第五項（法第一百二十六条の三十八第七項において準用する法第六十八条の第二第五項）と読み替えるものとする。	（金融システムの著しい混乱を生じさせるおそれがあると認められる種類の債務の弁済に関する会社法の特例に関する読み替え）
第二十九条の四十二 法第一百二十六条の三十九第一項の特定負担金について、同条第五項において法第五十条第二項の規定を準用する場合においては、同項第四号中「特定承継銀行」とあるのは「特定承継金融機関等」と、「第一百二十六条の三十四第三項第一号」とあるのは「第一百二十六条の三十四第三項第五号」と読み替えるものとする。	（金融システムの著しい混乱を生じさせるおそれがあると認められる種類の債務の弁済に関する会社法の特例に関する読み替え）

（特定再承継金融機関等に対する特定資金援助に係る取得特定優先株式等の規定の準用）	（金融システムの著しい混乱を生じさせるおそれがあると認められる種類の債務の弁済に関する会社法の特例に関する読み替え）
第二十九条の四十一 第二十九条の二十八の規定は、法第一百二十六条の三十八第七項において準用する法第六十八条の第二第五項及び第六十八条の三第五項において準用する第六十四条の二第五項（法第一百二十六条の三十八第七項において準用する法第六十八条の第二第五項）と読み替えるものとする。	（金融システムの著しい混乱を生じさせるおそれがあると認められる種類の債務の弁済に関する会社法の特例に関する読み替え）
第二十九条の四十二 法第一百二十六条の三十九第一項の特定負担金について、同条第五項において法第五十条第二項の規定を準用する場合においては、同項第四号中「特定承継銀行」とあるのは「特定承継金融機関等」と、「第一百二十六条の三十四第三項第一号」とあるのは「第一百二十六条の三十四第三項第五号」と読み替えるものとする。	（金融システムの著しい混乱を生じさせるおそれがあると認められる種類の債務の弁済に関する会社法の特例に関する読み替え）

（法第二百三十二条第二項に規定する定型的信託であること）	（法第二百三十二条第二項に規定する定型的信託であること）
一 法第一百三十二条第二項に規定する定型的信託であること。	一 法第一百三十二条第二項に規定する定型的信託であること。
二 委託者が信託利益の全部を享受するものであること。	二 委託者が信託利益の全部を享受するものであること。
三 金銭信託であること。	三 金銭信託であること。
（信託業務の承継における受託者の変更手続の特例に関する読み替え）	（信託業務の承継における受託者の変更手続の特例に関する読み替え）

（第三十三条の三 法第一百三十五条第四項に規定する政令で定める期間は、一月とする。受託者の変更手続の場合は、各別に異議の催告をすることが要しない債権者）	（第三十三条の三 法第一百三十五条第四項に規定する政令で定める期間は、一月とする。受託者の変更手続の場合は、各別に異議の催告をすることが要しない債権者）
（第三十三条の二 法第一百三十三条の二第七項の規定による譲渡に係る特例に関する読み替え）	（第三十三条の二 法第一百三十三条の二第七項の規定による譲渡に係る特例に関する読み替え）

設立完全親会社となつたものに限る。)から割当てを受けた幾構による株式の取得

四　一対象子法人等　法第百二十六条の二十二第七項において読み替えて準用する法第七十七条第三項の規定により行われる金融機関等による株式の引受け

(保険料の額の端数計算等)

第三十四条 法第五十一条第一項 第五十一条の二第一項、第一百二十二条第三項又は第一百二十六

条の三十九第三項若しくは第四項の月数は、暦二年二月二十日、二十二日未満の端又は二十三日未満の端を除く。

に従つて計算し「月末満の端数を生じたときは、これを一月とする。」

法第五十一条第一項、第五十一条の二第一

項、第五十二条第二項（法第二十二条第四項及び第二十六条の三十九第五項）において準用

する場合を含む。次項において同じ。)、第百二

十二条第三項又は第一百一十六条の三十九第三項  
若くは第四項の規定により呆賄料、延滞金、

若しくは第四項の規定により保険料 延滞金負担金又は特定負担金の額を計算する場合にお

いて、その額に千円未満の端数があるときは、  
四捨五入して二つ切りにする。

その端数を切り捨てるものとする。

計算につき同項に定める年当たりの割合は、

閏年の日を含む期間についても、三百六十五

(金融機関の解散等の場合等における保険料の

第三十五条 取扱い(金融機関が保険料を内付)の後二年

**第三十五条** 金融機関が保険料を納付した後に解散等（解散、事業の全部の譲渡又は会社分割

(事業の全部を他の金融機関が承継するものに限る)。以下二つを並べておきたい。

限る)をいう。以下この条及び次条において「同じ」とは、金融機関の合併及び転換に関する

法律第二条第七項に規定する転換を行つた場合

において、当該保険料の額につき過納を生じたときは、当該金融機関は、その解散等又は転換

の日後一月以内に、機構に対し、機構の定める

書類を提出して、当該過納に係る保険料の額に相当する金銭の置付を請求するものとする。

機構は、前項の請求があつたときは、遅滞な

く、同項の金銭を還付するものとする。この場

合において、当該請求が解散等を行つた金融機関又は同項の転換を行つた金融機関に係るもの

であり、かつ、当該解散等後の存続金融機関等

(当該解散等に係る合併後存続する金融機関、  
当該解散等に係る合併後存続する金融機関、

受けた金融機関又は当該解散等に係る会社分割

において事業の全部を承継した金融機関をいう。(以下この条及び次条において同じ。)又は当該転換後の金融機関につき次項又は法第五十条第一項の規定により納付すべき保険料があるときは、当該還付に代えて、その還付に係る金銭をその保険料に充當することができる。

3 存続金融機関等は、当該存続金融機関等に係る解散等の日から三月以内に、次の各号に掲げる金額を合計した額の保険料を機構に納付しなければならない。ただし、当該解散等の日から当該日を含む事業年度の末日までの期間内の月数が六月を超える場合にあつては、当該保険料の金額のうち当該月数を六月としして計算した金額に相当する金額については、当該存続金融機関等の当該解散等の日を含む事業年度の末日の三月前日の日までに納付することができる。

一 当該解散等を行つた金融機関が当該解散等の日を含む事業年度において納付すべき保険料の額の算定の基礎となつた一般預金等の額の合計額を平均した額(当該解散等の日から当該解散等の日を含む事業年度の末日までの期間内の月数を乗じて計算した金額に、法第五十一条第一項に規定する保険料率を乗じて計算した金額)

二 当該解散等を行つた金融機関が当該解散等の日を含む事業年度において納付すべき保険料の額の算定の基礎となつた決済用預金の額の合計額を平均した額(当該解散等の日から当該解散等の日を含む事業年度の末日までの期間内の月数を乗じて計算した金額に、法第五十一条の二第一項に規定する率を乗じて計算した金額等の日を含む事業年度の末日までの期間内の月数を乗じて計算した金額に、法第五十一条の二第一項の月数は、暦に従つて計算し、一月末満額等の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(解散等の翌年度における保険料の取扱い)

**第三十六条** 存続金融機関等は、当該存続金融機関等に係る解散等(当該解散等が新設合併へ云々

社法第二条第二十八号に規定する新設合併をいう。次項において同じ。)に係るものである場合を除く。以下この項において同じ。)があつた日を含む事業年度の翌事業年度(以下この項において「翌事業年度」という。)の開始後三ヶ月以内に、次の各号に掲げる金額を合計した額の保険料を機関に納付しなければならない。ただし、当該保険料の額の二分の一に相当する金額については、翌事業年度開始の日以後六ヶ月を経過した日から三ヶ月以内に納付することができる。

イ イに掲げる金額から口に掲げる金額を控除了した金額

イ 当該存続金融機関等の当該解散等があつた日を含む事業年度の各日(銀行法第十五条第一項(長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第一項、協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第一百八十三号)第六条第一項及び労働金庫法(昭和二十八年法律第二百一十七号)第九十四条第一項において準用する場合を除く。)又は株式会社商工組合中央金庫法第三十一条第一項に規定する休日を除く。以下この条において同じ。)における一般預金等の合計額(存続金融機関等が二以上ある場合においては、当該一般預金等の合計額をそれぞれの存続金融機関等が譲り受け、又は承継した一般預金等の額の割合に応じて按分した金額)を加えた額を平均した額を十二で除し、これに翌事業年度の月数を乗じて計算した金額に、法第五十二条第一項に規定する保険料率を乗じて計算した金額

ロ 法第五十二条第一項の規定により存続金融機関等が翌事業年度に納付する保険料額の額

二 イに掲げる金額から口に掲げる金額を控除了した金額

イ 当該存続金融機関等の当該解散等があつた日を含む事業年度の各日における決済用預金の額の合計額に当該解散等を行つた金融機関の当該各日(当該解散等の日の翌日から当該事業年度の末日までの間の各日を除く。)における決済用預金の合計額(存

二 口 法第五十一条の二第一項の規定により存続金融機関等が二以上ある場合においては、当該決済用預金の合計額をそれぞれの存続金融機関等が譲り受け、又は承継した決済用預金の額の割合に応じて按分した額）を加えた額を平均した額を十二で除し、これに翌事業年度の月数を乗じて計算した金額に、法第五十一条の二第一項に規定する率を乗じて計算した金額

ロ 法第五十一条の二第一項の規定により存続金融機関等が翌事業年度に納付する保険料の額

イ 存続金融機関等は、当該存続金融機関等に係る新設合併があつた日を含む事業年度の翌事業年度（以下この項において「翌事業年度」といいう。）の開始後三月以内に、次の各号に掲げる金額を合計した額の保険料を機構に納付しなければならない。ただし、当該保険料の額の二分の一に相当する金額については、翌事業年度開始の日以後六月を経過した日から三月以内に納付することができる。

一 イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額

イ 当該新設合併があつた日を含む事業年度の各日における一般預金等の額の合計額（当該新設合併の日までについては、当該新設合併を行つた各金融機関の当該各日ににおける一般預金等の合計額を合算した額を平均した額を十二で除し、これに翌事業年度の月数を乗じて計算した金額に、法第五十一条第一項に規定する保険料率を乗じて計算した金額

ロ 法第五十一条第一項の規定により存続金融機関等が翌事業年度に納付する保険料の額

イ 当該新設合併があつた日を含む事業年度の各日における決済用預金の額の合計額（当該新設合併の日までについては、当該新設合併を行つた各金融機関の当該各日に掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額











要する費用の額（当該支払により資産の取得をすることとなる場合には、当該取得に係る資産の取得価額に相当する額を控除した額。以下この号において「実施費用額」という。）に相当する金額から、同条第二項の規定により当該実施費用額につき同項に規定する一般勘定（以下「一般勘定」という。）から同項に規定する特例業務勘定（以下「特例業務勘定」という。）に繰り入れられる金額に相当する金額及び特例業務勘定における当該特別資金援助の実施直前の責任準備金額（内閣府令・財務省令で定めるところにより計算した責任準備金の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額を控除した残額

一 預金等債権の特別買取り（法附則第十八条第一項第二号に規定する預金等債権の特別買取りをいう。以下同じ。）預金等債権の特別買取りを実施するために支払を要する費用の額に相当する金額から、当該支払により取得することとなる預金等債権につき法第七十条第三項に規定する概算払率が法第七十一条第二項の規定に基づき定められたこととした場合の法第七十条第二項に規定する概算払額の総額に相当する額及び特例業務勘定における当該預金等債権の特別買取りの実施直前の責任準備金額の合計額を控除した残額

二 法附則第十八条第一項第三号に規定する業務のうち法附則第七条第一項第二号に規定する損失の補てん（以下この号において「損失の補てん」という。）各事業年度の損失の補てんを実施するために支払を要する費用の額に相当する金額（附則第三条の四第一項に規定する特定破綻金融機関に該当する破綻金融機関（以下この号において「特定破綻金融機関」という。）のうちに、当該事業年度にその譲受債権等につき附則第二条の九第一号に掲げる金額（以下この号において「特定損失額」という。）が生じたものがあるときは、それらの特定破綻金融機関の当該事業年度の特定損失額（当該事業年度に特定損失額が生じた特定破綻金融機関のうちに、当該事業年度の特定損失額と当該事業年度前事業年度の特定損失額との合計額が、当該特定破綻金融機関に係る資産超過金額（附則第三条の四第二項第二号に掲げる金額をいう。以下この号において同じ。）を上回ることとなるものがあるときは、その上回ることとなる特定破

第三条の三 法附則第十九条の三第二  
金融機関については、当該資産  
ら当該事業年度前の特定損失額の  
除した残額）の合計額を控除しと  
ら、当該損失の補てんの実施直前  
勘定の責任準備金額を控除した残  
（特例業務基金の使用額の算定期準

る政令で定める日は、次の各号に掲げる日のいずれか遅い日（同日が、平成十四年四月一日前の日となる場合には平成十四年四月一日とし、平成十五年三月三十一日後の日となる場合には平成十五年三月三十一日とする。次条第二項第一号において「業務終了日」という。）とする。

一 機構が法第六十四条第一項の規定により行う旨の決定をしたすべての特別資金援助の実行を完了した日

二 機構が法第七十条第一項の規定により行う旨の決定をしたすべての預金等債権の特別買取りに係る買取期間（法第七十二条第二項の規定により機構が買取期間の変更をした場合においては、当該変更後の買取期間）の末日（のうち最も遅い日）

（特例業務基金の使用から控除される金額等）

**第三条の四** 法附則第十九条の三第二項に規定する政令で定める破綻金融機関は、救済金融機関との合併等（法第五十九条第二項に規定する合併等をいう。次項第一号において同じ。）の直前ににおいてその資産の額が負債の額を上回る破綻金融機関（次項において「特定破綻金融機関」という。）とする。

2 法附則第十九条の三第二項に規定する破綻金融機関で政令で定めるものに係るものがあるときの政令で定める金額は、各特定破綻金融機関の第一号に掲げる金額（当該金額が第二号に掲げる金額を超えるときは、同号に掲げる金額）の合計額とする。

一 特定破綻金融機関のそれぞれに係る次に掲げる金額の合計額

イ 特別資金援助に係る資産の買取りその他（内閣府令・財務省令）で定める資金援助（法第五十九条第一項に規定する資金援助をいう。）の実施により業務終了日までに機構に生じた費用（法附則第十条の二の規定による損失の補てんに係るものと除く。又は損失として内閣府令・財務省令で定めるものの金額

口 附則第二条の九第一号に掲げる金額で業務終了日の属する協定銀行の事業年度の直

前事業年度までに生じたものの合計額に相当する金額  
二 特定破綻金融機関のそれぞれに係る合併等の直前におけるその資産の額と負債の額との差額に相当する金額  
法附則第十九条の三第二項に規定する資産の買取りに係る機構の費用として政令で定める金額

額は、法附則第六条の三第一項の規定による資産の買取りをするために機構がした借入金の利息の額及び当該資産の管理又は処分を行うための機構が要した費用の額の合計額に相当する額とする。

4 法附則第十九条の三第二項に規定する損失の補てんに要した金額として政令で定める金額は、法附則第六条の第四項の規定による損失の補てんの額及び当該損失の補てんを行ったために機構がした借入金の利息の額の合計額に相当する金額とする。  
(国債の処分)

第三条の五 法附則第十九条の四第五項に規定する政令で定める場合は、内閣府令・財務省令で定めるところにより日本銀行に対し担保権の設定をする場合とする。

第四条 法附則第二十条第一項に規定する政令で定める金額は、六兆五千億円とする。  
(特例業務勘定の廃止時における資産及び負債の処理)

第五条 機構は、法附則第二十一条第一項の規定により特例業務勘定を廃止したときは、その廃止の際特例業務勘定に属する資産（法附則第七条第一項第一号の規定による協定銀行に対する出資金その他の金融庁長官及び財務大臣が定める資産（以下この項において「出資金等」という。）を除く。）をもつて特例業務勘定に属する負債（法附則第十一条第一項の規定による協定銀行の借入れに係る債務の保証に係る保証債務等を含む。）及び負債（保証債務等を含む。）を一般勘定に帰属させるものとする。  
2 前項に定めるもののほか、特例業務勘定に属する資産及び負債の一般勘定への帰属に関する重要な事項は、金融庁長官及び財務大臣が定める。

(特定資産に係る利益の事由及び金額)

号に掲げる事由により利益が生じたときとし、同項に規定する利益の金額として政令で定める金額はそれぞれ当該事由に応じ当該各号に定める金額とする。

一 特定資産（法附則第二十一条第一項に規定する特定資産をいう。以下同じ。）である金銭債権（以下「買取金銭債権」という。）に

ついて、弁済を受けた金額（当該弁済が代物弁済によるものである場合には、当該代物弁済により譲り受けた資産の処分等により得られた金額をいい、当該代物弁済により土地又は建物（以下この条及び次条第六号において「土地等」という。）の取得をし、当該取得を行った土地等を譲渡した場合において、当該土地等について機構が支出した金額のうちに、その支出により当該土地等の取得時の時に見て当該土地等につき通常の管理又は修理をするものとした場合に予測されるその支出の時における当該土地等の価額を増加させる部分の額に対応する金額（以下この条及び次条第六号において「資本的支出の額」という。）があるときは、当該資本的支出の額を控除した残額をいう。（以下同じ。）が当該買取金銭債権の取得価額（買取りの対価の額をいう。）次条第二号及び第四号を除き、以下同じ。）を上回つたこと。当該弁済を受けた金額と当該買取金銭債権の取得価額との差額に相当する金額

二 特定資産である土地等（以下「買取土地等」という。）の譲渡の対価として支払を受けた金額（当該買取土地等について機構が支出した金額のうちに資本的支出の額があるときは、当該資本的支出の額を控除した残額。次条第二号において同じ。）が当該買取土地等の取得価額（特定資産に係る機構の業務の用に供する特定資産である建物にあつては、その償却費の額の累積額を控除した額。同号において同じ。）を上回つたこと。当該支払を受けた金額と当該買取土地等の取得価額との差額に相当する金額

三 買取土地等以外の特定資産（以下「買取資産」という。）の譲渡の対価として支払を受けた金額が当該買取資産の取得価額（特定資産に係る機構の業務の用に供する買取資産にあつては、その償却費の額の累積額を控除した額。次条第四号において同じ。）を上回つ





最終営業日における特定決済債務（新預金保険法第六十九条の二第一項に規定する特定決済債務をいう。以下同じ。）の額の合計額を平均した額とする。

**第三条** 改正法附則第四条に規定する一般預金等のうち政令で定めるものは、この政令による改正後の預金保険法施行令（以下「新預金保険法施行令」という。）附則第二条の三第三号に掲げる預金のうち決済用預金（新預金保険法第五十一条の二第一項に規定する決済用預金をい、新預金保険法第六十九条の二第二項の規定により決済用預金とみなされる一般預金等を含む。次項及び附則第五条第二項において同じ。）に該当しないものとする。

2 改正法附則第四条に規定する決済用預金のうち政令で定めるものは、新預金保険法施行令附則第二条の三第三号に掲げる預金のうち決済用預金に該当するものとする。

**第四条** 改正法附則第四条に規定する政令で定める日は、平成二十年三月三十一日とする。

**第五条** 改正法附則第四条第一号口に規定する政令で定めるところにより計算した額は、一般預金等（新預金保険法第五十一条第一項に規定する一般預金等をいい、新預金保険法第六十九条の二第二項の規定により決済用預金とみなされるもののを除く。）に係る保険料を納付すべき日を含む営業年度（会社法（平成十七年法律第八十六条）の施行の日以後にあっては、事業年度の各月の最終営業日における要調整一般預金等をいう。）の額の合計額を平均した額とする。

2 改正法附則第四条第二号口に規定する政令で定めるところにより計算した額は、決済用預金に係る保険料を納付すべき日を含む営業年度の直前の営業年度の各月の最終営業日における要調整一般預金等をいう。）の額の合計額を平均した額とする。

（財務局長等への権限の委任）

**第六条** 金融庁長官は、改正法附則第八条第一項の規定により委任された権限を、金融機関の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局长（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行なうことを妨げない。

抄	<p><b>第一条</b> この政令は、法の施行の日（平成十六年十二月三十日）から施行する。</p> <p><b>附 則</b> （平成一七年四月一日政令第一五号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>この政令は、公布の日から施行する。</p>	<p>2 前項の規定は、同項に規定する権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。</p> <p>（改正法）の施行の日から施行する。</p>	<p>3 金融庁長官は、前項の規定による指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。</p>
抄	<p><b>第一条</b> この政令は、法の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。</p> <p><b>附 則</b> （平成一五年三月二八日政令第一一九号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>この政令は、公布の日から施行する。</p>	<p>2 この政令は、商法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年四月一日）から施行する。</p>	<p>3 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。</p>
抄	<p><b>第一条</b> この政令は、平成十八年四月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> （平成一八年三月三十日政令第一〇四号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>この政令は、銀行法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。</p>	<p>2 この政令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るために社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」といいう。）の施行の日から施行する。</p>	<p>3 この政令は、平成二十一年十月一日から施行する。</p>
抄	<p><b>第一条</b> この政令は、平成十八年四月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> （平成一〇年七月四日政令第一九号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>この政令は、預金保険法施行令（昭和四十六年六月三十日法律第百九号）の改正規定による。</p>	<p>2 第二条 第一条の規定による改正後の預金保険法施行令第三十六条の規定は、この政令の施行の日以後に行われる同条第一項に規定する解散等又は同条第二項に規定する新設合併があつた日を含む営業年度の翌営業年度に納付すべき保険料について適用する。</p>	<p>3 第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。</p>
抄	<p><b>第一条</b> この政令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るために社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」といいう。）の施行の日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> （平成一〇年七月四日政令第一九号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>この政令は、預金保険法施行令（昭和四十六年六月三十日法律第百九号）の改正規定による。</p>	<p>2 第二条 第一条の規定による改正後の預金保険法施行令第三十六条の規定は、この政令の施行の日以後に行われる同条第一項に規定する解散等又は同条第二項に規定する新設合併があつた日を含む営業年度の翌営業年度に納付すべき保険料について適用する。</p>	<p>3 第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。</p>
抄	<p><b>第一条</b> この政令は、平成十八年四月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> （平成一八年四月一九日政令第一七四号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>この政令は、破産法の施行の日（平成十七年一月一日）から施行する。</p>	<p>2 第二条 第一条の規定による改正後の預金保険法施行令第三十六条の規定は、この政令の施行の日以後に行われる同条第一項に規定する解散等又は同条第二項に規定する新設合併があつた日を含む営業年度の翌営業年度に納付すべき保険料について適用する。</p>	<p>3 第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。</p>
抄	<p><b>第一条</b> この政令は、改正法の施行の日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> （平成一九年七月一三日政令第一四八号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>この政令は、信託法の施行の日から施行する。</p>	<p>2 第二条 第一条の規定による改正後の預金保険法施行令第三十六条の規定は、この政令の施行の日以後に行われる同条第一項に規定する解散等又は同条第二項に規定する新設合併があつた日を含む営業年度の翌営業年度に納付すべき保険料について適用する。</p>	<p>3 第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。</p>
抄	<p><b>第一条</b> この政令は、改正法の施行の日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> （平成一九年七月一三日政令第一四八号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>この政令は、信託法の施行の日から施行する。</p>	<p>2 第二条 第一条の規定による改正後の預金保険法施行令第三十六条の規定は、この政令の施行の日以後に行われる同条第一項に規定する解散等又は同条第二項に規定する新設合併があつた日を含む営業年度の翌営業年度に納付すべき保険料について適用する。</p>	<p>3 第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。</p>
抄	<p><b>第一条</b> この政令は、改正法の施行の日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> （平成一九年八月三日政令第二三号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>この政令は、改正法の施行の日から施行する。</p>	<p>2 第二条 第一条の規定による改正後の預金保険法施行令第三十六条の規定は、この政令の施行の日以後に行われる同条第一項に規定する解散等又は同条第二項に規定する新設合併があつた日を含む営業年度の翌営業年度に納付すべき保険料について適用する。</p>	<p>3 第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。</p>
抄	<p><b>第一条</b> この政令は、法の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。ただし、附則第九条及び第十条の規定は公布の日から、附則第十二条の規定（預金保険法施行令（昭和四十六年政令第百十一号）、第三条第八号の改正規定による。）及び附則第十三条の規定（農水産業協同組合貯金保険法施行令（昭和四八年政令第二百一号）、第六条第八号の改正規定による。）は、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第百九号）附則第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十二年七月一日）から施行する。</p>	<p>2 第二条 第一条の規定による改正後の預金保険法施行令第三十六条の規定は、この政令の施行の日以後に行われる同条第一項に規定する解散等又は同条第二項に規定する新設合併があつた日を含む営業年度の翌営業年度に納付すべき保険料について適用する。</p>	<p>3 第一条 この政令は、平成二十二年三月一日から施行する。</p>
抄	<p><b>第一条</b> この政令は、法の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。ただし、附則第九条及び第十条の規定は公布の日から、附則第十二条の規定（預金保険法施行令（昭和四六年政令第百十一号）、第三条第八号の改正規定による。）及び附則第十三条の規定（農水産業協同組合貯金保険法施行令（昭和四八年政令第二百一号）、第六条第八号の改正規定による。）は、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第百九号）附則第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十二年七月一日）から施行する。</p>	<p>2 第二条 第一条の規定による改正後の預金保険法施行令第三十六条の規定は、この政令の施行の日以後に行われる同条第一項に規定する解散等又は同条第二項に規定する新設合併があつた日を含む営業年度の翌営業年度に納付すべき保険料について適用する。</p>	<p>3 第一条 この政令は、平成二十二年三月一日から施行する。</p>
抄	<p><b>第一条</b> この政令は、法の施行の日（平成二十三年一〇月二八日）から施行する。</p> <p><b>附 則</b> （平成二三年一〇月二八日政令第三三一号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>この政令は、公布の日から施行する。</p>	<p>2 第二条 第一条の規定による改正後の預金保険法施行令第三十六条の規定は、この政令の施行の日以後に行われる同条第一項に規定する解散等又は同条第二項に規定する新設合併があつた日を含む営業年度の翌営業年度に納付すべき保険料について適用する。</p>	<p>3 第一条 この政令は、平成二十三年一〇月二八日から施行する。</p>

この政令は、預金保険法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年十月二十九日）から施行する。

**附 則（平成二十六年三月五日政令第五四号）**

この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年三月六日）から施行する。

**附 則（平成二六年四月一日政令第一六一号）**

この政令は、公布の日から施行する。

**附 則（平成二七年一月二八日政令第二三号）**

この政令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年五月一日）から施行する。

**附 則（平成三〇年六月六日政令第一八三号）**

この政令は、民法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

**附 則（令和元年六月二八日政令第四四号）抄**

（施行期日）  
第一条 この政令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

**附 則（令和三年一一月一〇日政令第三〇九号）**

この政令は、新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年十一月二十二日）から施行する。

**附 則（令和五年五月二六日政令第一八六号）抄**

（施行期日）

第一条 この政令は、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和五年六月一日）から施行する。